

年金だより

平成18年度 国民年金免除申請

7月3日から受付開始です

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。※任意加入被保険者の方は、対象となりません。

今年度よりこれまでの全額・半額免除に加え、保険料の4分の3、4分の1が免除される4段階免除が始まります。これにより、所得に応じた免除制度が利用でき、保険料が納めやすくなります。

免除の申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金が受給できない場合があります。

免除申請は本庁年金課および、勝連・石川・与那城庁舎の年金窓口でも受け付けていますので、お近くの窓口をご利用ください。

平成17年度に免除の継続申請を希望された方へ

これまで、国民年金保険料の免除や若年者納付猶予の承認を受けるためには、毎年、市役所窓口への申請書の提出が必要でしたが、平成18年度以降、**全額免除と若年者納付猶予に限り**、引き続き申請を希望される場合には改めて申請書を提出する必要がなくなりました。平成17年度に継続申請の希望を出された方は、申請不要ですので、結果通知が届くのをお待ち下さい。通知は8月から9月にかけて送付される予定です。

※失業等を理由とした全額免除及び若年者納付猶予、もしくは半額免除申請の場合は、毎年の申請が必要となりますので、ご注意ください。

※年金の免除申請を受けるためには所得の確認が必要です。申告がお済みでない、免除の判定ができませんので、まだの方は市民税課で市・県民税の申告を済ませてください！

国民年金保険料の納付は、
便利でお得な

口座振替が
おすすめです!



問い合わせ 年金課本庁 ☎973-5498 石川庁舎 ☎965-5617
勝連庁舎 ☎978-7237 与那城庁舎 ☎978-2123

★7月は水曜日を除く毎日・午後7時まで窓口事務を延長しています。(具志川本庁のみ)
又、7月15(土)16(日)7月29(土)30(日)の午前9時から午前11時30分まで『土日年金相談』を実施します。お仕事でお忙しい方、免除申請をご希望の方はご利用下さい!(具志川本庁のみ)
「土日年金相談」を希望の方は、できれば水曜日までに電話でお申込みくださるようお願いいたします。(平日でない、記録確認が十分できないため)